

平成23年第4回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成23年12月8日（木曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第57号議案 控訴の提起について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 浅井武光君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 大獄弘君
16番 池田久男君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	伊澤伸一君	健康福祉部長	杉浦護君
参事	中山豊君	環境経済部長	烏居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	鈴木政巳君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	監査委員事務部局長 事務局長	長谷寿美夫君
教育長	内田浩君	教育部長	伊藤光幸君
教育部次長兼 学校教育課長	春日井輝彦君	消防長	近藤弘君
消防次長兼 予防防災課長	黒野英男君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者15名であります。

議事日程は、昨日、お手元に印刷配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、1番 中根秋男君、2番 杉浦あきら君の御兩名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第57号議案 控訴の提起についての1件を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、第57号議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第57号議案 控訴の提起についてでございます。

提案理由といたしましては、平成22年（行ウ）第45号 固定資産評価審査申出決定取消請求事件の第一審判決について、上級審に対し控訴することに伴うものであります。

2ページをお願いいたします。

控訴人は、幸田町同代表者兼裁決行政庁の幸田町固定資産評価審査委員会、同委員会代表者委員長の加藤高明氏であります。

被控訴人は、・・・氏でございます。

控訴の趣旨は、原判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却するものであります。

議案関係資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

控訴理由につきましては、原判決は、一画地評価した土地の内部に路線価の付設された街路が含まれていることのみをもって、固定資産評価審査委員会の決定を退けており、幸田町における路線価付設の経緯、事情等についての考慮が全くされていないものであります。

また、原告の主張は、固定資産評価額が低過ぎることを根拠にするものであって、これは原告自身のみならず、その他の者にも不利益な固定資産評価を求めるものであり、そもそもこのような内容の審査の申し出が成り立ち得るかという点についても、原判決では全く判断されていない。本町といたしましても、これを不服として控訴するものでございます。

議案関係資料につきましては、1ページから3ページでございます。御参照いただきたいと思います。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は、1 議題につき 15 分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願ひします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いします。

第 57 号議案についての質疑を許します。

13 番、丸山君。

○13 番（丸山千代子君） 昨日の全員協議会におきまして事の経過を報告をされたわけでありまして、以前からこの問題につきましても、いろいろと紆余曲折する中で、以前には、この調整池すべてを本人の希望の沿うように買って、そしてもう後々に禍根を残さないようにすべきだと、こういうようなことで、以前の協議会の中でもそういう話がされてきたところでもあります。

そして、その後、また和解というようなことも報告もされました。しかし、その後、降ってわいたように、この案件について言えば、固定資産の評価にかかわる訴訟でございますけれども、しかしあの当時のことを思い起こせば、そうした案件をずるずると長引かせてきた、これは当局の姿勢が問われるものではなかろうかというふうに思うわけでもあります。

それで、昨日も町長が言われましたけれども、この問題にかかわっては、職員がうつになったりして、大変な思いをしていると、こういうようなことも言われてきたわけですが、そうなる前になぜ手を打たなかったのかと、和解というようなことが言われてきた中でできなかったのかと、こういう思いが私はございます。

それで、ここに至った経過についてはいろいろと主張もあるかというふうに思うわけでありまして、しかしながら今度のこの判決を受けて上級庁に控訴をしていくという、これはちょっと納得がいかないという思いがございます。

それで、こうした町民との間にいざこざを長引かせていく、その判断をどこでするかということでございますけれども、やはりこの今回提起されている控訴の提起が後々までまた長引いてくるのではなかろうかという思いがあるわけでありまして、まずこうした控訴するに当たって、第一審、次には第二審ということでやるわけでございますが、費用の件についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

町としては、控訴することに伴って、これにかかわる一連の問題については、いかほどの予算を考えておられるか、その点についてお聞かせいただきたい。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

次長兼総務課長。

○総務部次長（大竹広行君） 費用の面でございますけれども、まず第一審に対しての取り消し訴訟の関係につきましては、山崎法律事務所のほうに 31 万 5,000 円、着手金として支払いをしております。

今後、控訴するとなると、その金額及び新たな弁護士に頼む場合にまたその金額が出るかと思っておりますけれども、ただ着手金の金額につきましては、今、弁護士とも相談をし

ておりますので、正確な金額については、今、ここでお答えはできませんけれども、現在、第一審でかかった費用については、31万5,000円の着手金であったということをお願いをしたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この今回控訴する理由について、町長は納得がいけないということで、今回、この提起があったわけではありますが、ざっと上告するに当たってどれぐらいかかるか、こういう見積もりも必要ではなからうかというふうに思うわけであります。幾らかかってもいいから、とにかく幸田町の主張が認められるまでやっていくんだよと、こういう構えなのかどうなのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 丸山議員も、この方についての経過は十分に御承知だというふうに思っております。その中で、今、御質問をされたというふうに思っております。

この用地を早期に買収を図るという話は、これは最初からやっている話でありまして、それを行って買収に行くと、逆な方向に進むと。逆な方向にすると、また今度は買収の方向に進むと。全然違うところへ行ったり来たり、行ったり来たりで、本来の趣旨で話ができないということが、丸山議員も十分御承知だと思います。

その中で、私どもが今まで苦労しながら、職員も本当に一生懸命対応してきております。その中でこのように事件でございますので、私どもとしてははっきりさせたい。はっきりして、町が買収して売っていただければ、そんないいことはないわけであります。そういう方向で常にお願いをしているところでもありますけれども、うまくいかない。

そういう状況下の中でございますので、今回の納得いかないというのは、全体の私どもが求めた本人が不利益になるような税金を上げろというような訴訟がなり得るのかどうかと。一般ですと、不利益になりますよね。本人、自分の税金を上げてほしいと。そういう話が訴訟として上がってくること自体、私も非常に疑問を抱く、そういうところもすべてもう一度控訴して、しっかりしたいということでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 本人の意図するところは、本人でなければなかなかわからない。

私どもが議会に報告をされたのは、和解というところまでしか私は理解しておりません。そういう中で、当然、そうした手続を進められているというようなことから考えたところが、突然、このようなまた問題が沸き起こってきたというのが、率直な私の思いであります。

ですから、それぞれ事の経過はあるにしても、それが議会には何ら協議内容としては報告をされてこなかった。報告をされてこなかったがために、今回、このような問題になってきたということではなからうかなと思います。

確かに、いろんな事の経過があつて、なかなか難しいということはわかっております。それが今日まで来た結果だというふうに思います。

しかしながら、今回、このように裁判所の判決が出て、下手に長引かせることがいいのかどうかということでございますが、そうした点での質問でありますので、その辺は酌み取っていただきたいというふうに思います。

それで、町としての感触、いわゆる弁護士に相談してきた結果や今までのこの裁判の口頭弁論における感触等を含めて、どのような町としては感触を抱かれているのかということでございますので、その点についてもいかがかということでもあります。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 訴訟に至る、控訴に至るということに、私どもも勝つといえますか、そのぐらいの意気込みではおります。しかしながら、今、この時点で、どういう時点がどうだということをお話しするということは、今から控訴いたしますので、その内容につきましては、具体的なお話はできないというふうに思っております。

とにかく、新しい弁護士をまたお願いして、現弁護士と共同でやっていただくか、単独でやっていただくか、その辺についても、今、調整中でございます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 本件の経過につきましては、総務委員協議会でございますけれども、昨年11月開催の総務委員協議会であると思っておりますが、10月21日までの経過については、概略を御報告をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まず、次長の答弁の内容で、山崎弁護士に31万5,000円、一番初めは32万円というふうに聞こえたけれども、金額はともかく、そのとき、あなたは一番の取り消しにかかわる費用だと言ったわな。そうか。誤ったなら、謝ればいいじゃないか。口をぬぐって。

一番の取り消しをやったということになると、こちらが訴訟した側です、訴えた側です。訴えた側ということは、議会の議決がなければ訴訟の提起はできんはずですよ。

あなたは、一番の取り消しにかかわって山崎弁護士のほうに31万5,000円、32万5,000円、どちらかはっきりさせていただくけれども、取り消しを求めた裁判かどうか、きちっとしてくれ。

○議長（池田久男君） 次長兼総務課長。

○総務部次長（大竹広行君） これにつきましては、平成22年の11月30日に固定資産評価審査申出決定取消訴訟事件の着手金といたしまして31万5,000円、山崎法律事務所へ支払いをしたものでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、審査決定が不服だと、不服だから原告たる……氏が幸田町を訴えた。そういうことでしょうか。どちらが提訴したのか、こういうことがきちっとされていない。あなたは言葉の中でそつと言われるけれども、結局、審査決定が不服だから、……氏が原告として訴えて、幸田町が被告という立場になったんですよ。それにかかわる弁護士の着手金が支払われた金額ですよ、ということなんだわな。ということで、きちっとさせていただきたい。それで、31万円か32万円かどっ

ちだ。

○議長（池田久男君） 次長兼総務課長。

○総務部次長（大竹広行君） 31万5,000円でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それから、町長、どうしてそういう物の言い方をするんだ。結局、あなたの意図がどこにあるかわからんけれども、発言者の口封じをしようということが意図としてうかがえるわけだ。

丸山議員が発言したら、あんたも経過を知っとるじゃないかと。ということは、経過を知って、そんなことを言うのかと、質問するのかというふうに受けとめるんだわ。経過を知っていようと、知ってまいと、情勢の新たな進展に対して物を言っていくのは議員の務め、行政をきちっと監視するのは議会としての務めだ。それを、あんたも経過を知っとるじゃないかと、こういうあなたの感覚と発想が、後の答弁にも出てきております。それをまず1点、指摘しておく。

それと、もう一つ、この判決、あるいは一審の申し出は、本人を含めて不利になるじゃないかと、不利になるようなことをなぜ提訴したんだと、あなたは裁判官か。原告がだれを相手にどういう訴訟を起こすかは、それは原告の問題でしょう。被告に立った人間が、何で自分に不利なようなことを言うんだと、そういうのはしんしゃくの範囲を超えとるがや。訴訟権という国民の権利に対する侵害だぞ。

相手がどういう内容で、どういう訴えをしようと、被告に立たされた幸田町がそれと対峙しなきゃしょうがないわけでしょう。それが気に入らん、そんなことを受けたことがいかんと言ったら、裁判所に対して、何でこの訴状を受け付けたんだと、何でこの訴えを受理したんだと、こういう、おれが憲法だ、おれが法律だという感覚じゃないのか。私はそれは行き過ぎな町長の発言だということでもあります。

したがって、まずそこら辺をきちっとしていただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 別に口封じをしたというような気持ちは全然ございません。現状を申し上げたというだけの話であります。

それから、相手が、今おっしゃったように、私は争点の中にそういうものがあると、要するに高くなっている、そういう争点があるよということを申し上げて、そういうことは私自身のほうも納得いかないということでございますから、その辺は御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 現状を述べただけだと、現状を述べたというのは、相手も知っとることを何でそんなことを議会で質問するんだというのは、議員の質問権・発言権に対する介入だぞ。現状がどうであろうと、こうであろうと、それを言うこと自身にあなたの認識が問われておるんだ。おれは憲法だ、おれは法律だと、そういう固定観念の上で、現状、そういったことがあるから、何で述べちゃいかんのだ。そのことが議員の発言や質問に対する制限にも、あるいは口封じにもつながるといふことに思いをはせていないということだけ指摘して、用意をした本来の質疑に入っていきます。

まず、この議案名だ。議案名は控訴の提起と、こういうことで、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりと、こういうことが書いてある。第96条第1項第12号には、「控訴の提起」なんていう言葉は一言もないわけだな。「訴訟の提起」でしょう。

日本の裁判は、基本的には三審制、一審が地方裁判所、そこで出された判決が気に入らんかったら、上告だと、二審へやるのは控訴なんだ。上告というのは、三審の最終審に訴えを起すのが上告。ですから、控訴は間違いない。

控訴というのは、一審から二審へ訴えをするときに、高等裁判所に訴えを起すのを控訴と言う。高等裁判所の訴えが気に入らんかったら、今度は上告、最終審と、いわゆる三審制を設けているわけですね。地方自治法の第96条は、その三審制に沿った規定がされておりますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 地方自治法第96条第1項第12号の規定につきましては、訴えの提起について議会の議決が必要だというふうに定めておるわけでございますけれども、訴訟、これを町というか、地方自治法でございますので、地方公共団体が訴訟を起す場合には、告訴にしる、控訴にしる、上告にしる、これはすべて訴訟でございます。これは、議員がおっしゃられるとおりでございます。打って出るときには、これは三つまとめて議会の議決が必要であるというのが一般的な解釈とされております。

それに対しまして相手方から訴えられた場合、これがそれに対して戦わない限りは、これは負けを認めると、敗訴が確定してしまいますので、これは戦っていかなければならないと。相手の訴えに対して応じていくのを応訴と言われておるわけですがけれども、こちらにつきましては、当然、戦わなければ、負けることによって、町の不利益が発生いたしますので、この応訴については議会の議決が求められておらないと、これが第96条第1項第12号の規定であると思います。

したがって、今回の議案名につきましては、控訴の提起ということで、訴訟のうちのどのような種類の訴訟を起すのか、それを明確に議案名にさせていただいた次第であります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、私どもは法治国家であって、自治行政は地方自治法の規定に基づいて粛々と運営していくと、こういうことが原則という点からいけば、地方自治法の第96条は、応訴だとか、控訴だとか、上告なんていうことは一言もないわけだ。訴訟の提起ですと、その訴訟の提起の中には、一番初めの一審から三審までひっくり返して包含をして訴訟の提起という形になっております。

したがって、私はこの控訴の提起というのは、誤りではないかもしれませんが、正しくはないということを申し上げて、次に入っていきます。

判決文の資料をいただいております。その1ページの後段に、「事実及び理由」、こういう記述があって、第2に「事案の概要」という、こういうくだりがございます。これは後段のほうです。

その中で、地方税法432条1項、30日以内の審査決定について、こういうことが裁判所の事実経過として述べられて、この地方税法432条の1項について、幸田町は

これを無視をしておるんですよと、こういう事実認定をしております。そうしたときに、副町長は何と言ったか。我に、我が幸田町に非はない、落ち度はない。相手に非があるんだ。私たちは一生懸命相手の言い分になって、資料もそろえて、相手の都合に合わせて、口頭弁論を言った。そんなもの、あなた方の身勝手な話だ。法の規定がそうである以上、我に非がなしと、相手に非あり、落ち度ありという論法が、ここでは否定をされておるわけだ、事実認定で。じゃあ、事実の概要というのは、事実認定、裁判官が出した事実認定だ。

私は、被告、原告の主張をここで言おうというつもりは全然ございません。裁判所がどういう事実認定をして、裁判所がどういう判断をしたのか、そのことに基づいてあなた方が控訴審を行うということですから、そういうものに対する認識の度合いから言ったら、いや、おれんところは一切間違いはないと、相手がすべて悪いんだというところからいけば、結局、次の控訴審も推して知るべしであろうと、こういうふうに思うわけです。そういう点では、どういうふうにお考えですか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今言われました審査申出から30日以内が審査決定期間であるという御指摘でございましたけれども、昨日申し上げましたように、原告側のある程度主張、説明期間等に配慮しつつ、なおかつ30日以内、十分承知しておりましたけれども、この規定につきましては、訓示規定というような形で、その解釈の仕方におきましては、30日以内ということにも従わなくても、ある程度期間を延長することによっても、この審査決定の違法性は何ら影響はないというような解釈もできましたので、そのような解釈の中で、相手との交渉の中で努めたということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは裁判所の実事認定で、それは幸田町の御都合主義ですよと、手前みそじゃないかと、自己逃避と自己弁護に過ぎんですよということが、書いてはないけれども、文面から読み取れるわけでしょう。2ページの最後だ。申出を受けた日から30日以内に審査の決定をしなければならぬと、こういう事実認定をしているということは、裁判所があなた方の御都合主義や自己弁護で四の五の四の五の言うのは切っ捨てたよと、こういう事実認定をしたということです。

そういう事実認定に基づいて、今度は控訴審で争いをされるというわけですから、そこら辺を今のような論調でやれば、そんなものはやるまでもないわ。相手にすべて非があるんだ、我が幸田町には一点の落ち度もない、非もないよということにいけば、裁判官の心情を著しく障害をすることは明らかだということを申し上げて、次に9ページ。

9ページの中段に、第3「当裁判所の判断」、こういうのがございますよね。これは、どういうふうはこの判決を出すに当たって裁判所が判断をしたのか、こういう点で、一つは、路線価に沿わぬ画地認定は許容されない。つまり、駐車場専用の町道だと。町道に路線価が付しておられるわけですよ。この町道は、あなた方が言うのは、施設内道路であって、駐車場専用の道路だと、そんなへ理屈が成り立つかと、こういうことで、それは正当化できひんよというふうに判断をされておるわけです。

そうしたときに、あなた方は第二審で引き続きこういう正当化できない論調で臨まれるのか。一審で出されて、一審の判断で裁判官が切って捨てた、そんなものは正当化できるわけねえじゃないかと、町道を認定しておきながら、一般の人も自由に出入りができる。しかし、この道路は駐車場専用道路だ、施設内専用道路だ、だから路線価に従わなくてもいいんだよと、こういう論法は切って捨てられた。切って捨てられたのを、また上級審、控訴審で蒸し返したら、結果は火を見るよりも明らかですが、どういう論調で行かれるわけですか。基本的には、このスタンスで行くということですよ。

具体的に今後どう裁判を進めていくかというのは、それは弁護士との協議です。協議だけでも、一審で当裁判所の判断として出された問題についてどういう見解を持つのかというのは、これは重要な問題であります。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 二審に対して、この点に対してどういう論調、あるいはどういう主張をしていくのかというお尋ねでございます。

具体的な主張の方法につきましては、今後の裁判の影響がございますので、申し上げるわけにはございませんが、その根拠の一つの事例といたしまして、市街化区域内の雑種地は宅地に準じて評価することが差し支えないと、このような凡例がございます。それから、また一画地認定の原則の、その例外において、宅地と同様、雑種地の一画地認定にもそれは認められるという判例があるようでございます。

そういう根拠もございますので、そこら辺をよくよく弁護士と相談をしながら、私もこの土地にどういう評価が適切であったのかという点も含めて、裁判で明らかにしていただきたいと、そのように思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうことに対して裁判所の判断はどのような判断をしたかというのは、めくっていただいて、10ページに（4）というのがある。（4）でどういうふうに述べておる。極めて簡潔に述べておる。「したがって」だ。「したがって」というのは、幸田町のへ理屈・は理屈を述べられた。その内容については、もうその余の点を検討するまでもないと、へ理屈・は理屈につき合っているほど裁判所は暇じゃないと言って、切って捨てたわけだ。そういう判断を持たれるような論調を裁判所の中で展開したことについて、もう聞きたくないと、そんなへ理屈・は理屈並べて、我に問題がありじゃなくて、相手に非があるんだという、そんな理屈は成り立たへんよと言って切って捨てられたという点からいけば、もう方向性はあるんじゃないのか。つまり、検討に値せんから、全面敗訴だぞと、これが判決だということだけは承知をしておいて、それについてどうのこうのと言ったって、別のことだ。要は、こういう論調をやっていけば、控訴審であっても、同じような判断を下される危険性がありますよということだけ指摘をしておきます。

次に入ります。

昨日の町長の答弁の中にもありましたけれども、この控訴審は何のためにおやりになるんですか。先ほど丸山議員が言ったように、この問題は10年来からの係争の問題であり、現在でも5件の係争事案がある。これに当たって、職員はノイローゼになった、

うつになったと。だから、職員のためにやるんだと。こういう受けとめ方ですよ。控訴審は何のためにやるのか。うつになった、ノイローゼになった職員を救済するために控訴審をやるのかと。あなた、それしか言わんわけだ。はははじゃないんだわ。あなたが今度は責任者でやっていくわけですよ。そんな論調で控訴審をやるなんて、もってのほかだぞ。もう少し知的・理的に物事を解釈して、個人的感情に走って、幸田町を巻き込んで控訴審をやる、その責任者たる行政庁の町長たる資質や資格というものが私は問われてくるし、ましてや感情論で控訴するというのは、あなたの自己満足でしかないよと。その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 昨日は私の1点を申し上げただけですけども、本来の趣旨は、先ほど申し上げているように、この判決の内容が不服であるということで、今回の控訴をするわけでありまして、それは今までの現状を、大変失礼な言い方をしますと、新しい議員さんについては、そういうこともお知りにならない方もいらっしゃるということで私がちょっと申し上げたわけでありまして、余計なことを申し上げたかもしれませんが、先ほど申し上げているように、不服申し立ての内容は、先ほどから言っている内容で行うということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 時間が少なくなってきたんで、一々反論していけないけれども、片一方では、都合のいいように、あんたも経過を知っとるじゃないかと言っておきながら、今度はあんたも知らんだろうかと、そんな使い分けをしていいのかということで、ともかく総務部長は、県の見解は何だと言ったら、県は余り例を見ないけれども、幸田町がおやりになるなら、どうぞおやりくださいよと、こういう見解だな。県は高みの見物をしますよということ。

それから、もう一つは、先ほど町長も言われたけれども、関係資料で、これは原告、つまり幸田町自身のみならず、そのほかの者にも不利益を求めるものだと、だから本質は何なのかと。この1件を全体のものに発展をさせていく、つまり森を見て木を見るという論法でいけば、あかんですよと、論法はね。

それともう一つ、根本的には借地行政をどうするのかと。本件の争いの問題ではないです。行政自身として、この幸田町の行政を特徴づける借地行政をどう解消していくのか、こういうプロセスが見えてこない。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 借地行政のほうまでちょっと出られたようでありまして、私は借地につきましては、伊藤議員のいろんなところでおっしゃっているようでありまして、解消していくと。私になりましてから、借地でやっているところはございません。あくまでも買収をしてから、そこに家や箱物等々をつくるとか、そういう形で考えております。

今後におきましても、今現在5,000万円有余の借地料がございますけれども、どんどん減らしていくつもりで対処していきたいと、そのような考え方でおりますので、御了解いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

以上で、第57号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） 議案番号57 控訴の提起についてであります。

まず第1に指摘をすることは、この議案名は控訴の提起、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づきと、こういうことにしてあります。

地方自治法第96条第1項第12号の判例実例は、訴えの提起に必要とされる議会の議決を経なければならないと、こういうふうに規定しているものであります。それは、訴訟の提起であって、控訴の提起ではないということでありまして。

裁判所の流れは、一般的には、一審は地方裁判所、二審は高等裁判所、三審は最終審の最高裁判所で、日本は三審制をとっております。一審は提訴、二審は控訴、三審は上告と裁判用語が使われております。しかし、地方自治法は、提訴、控訴、上告、これは一体のものとして包含をして、訴訟の提起としているものであります。

したがって、57号議案が控訴の提起としていることは、誤りではないにしても、正確さに欠けている議案名であることをまずもって指摘をするものであります。

原告・被告の言い分はそれぞれありますが、その主張に触れていくものではございません。判決文の第2で「事案の概要」として、裁判官が事実認定で地方税法432条1項は、審査申出を受理した場合、直ちにその必要と認める調査、そのほか事実審査を行い、その申出を受けた日から30日以内に審査の決定をしなければならない、こういうふうに規定をいたしております。

しかし、実際は170日も経過をしていることに対して、被告、つまり幸田町の怠慢・怠惰を事実認定をしているということでありまして。

副町長は、170日間の長きにわたるのは、原告に非がある、落ち度があるからという答弁であります。それは、まさに我に非はない、幸田町に非はない、落ち度はないというものであります。それは自己逃避・自己弁護であり、他にその責任を転嫁するものであります。

次に、当裁判所の判断として路線価の付設された街路を含めた画地の認定は、評価基

準の定める市街地宅地評価法による画地の認定として許容されるものではない、許されるものではない、こういうふうに断じていることであります。

本件一団の土地を一画地として認定をした本件画地認定は、評価基準に従ったものとは認められないと重ねて指摘をし、裁判所が断じているものであります。

さらに、当裁判所の判断、このような記述のくぐりで、本件の各道路が路線価の付設された街路である以上、そのような利用実態にあることは、本件画地認定を何ら正当化し得るものではない、こういうふうに断じて、被告である幸田町が本件各道路の実態がハッピーネス・ヒル・幸田の駐車場などへの移動のための施設内道路だとする主張に対して、実態を無視した主張であると断じているものであります。

そして、さらに当裁判所の判断として、このような主張を展開をする幸田町の論理には、もうこれ以上つき合ってはおられんと、検討するまでもないと切って捨てて、全面敗訴としていることであります。

被告である幸田町がこのような論調・主張を控訴審でも展開をされるとするならば、それは推して知るべしであります。

さらに問題とすることは、町長というよりも、個人的な感情を全面に出した感覚と認識であります。それは、原告、・・・・氏とは10年来の争いがあること、現在も・・・・氏とは5件の係争があること、・・・・氏に対応する職員がうつになる、ノイローゼになる。人間同士であればわかり合えると、私は15年前からかかわってきたが、勝てるかどうかかわからないが、相手に対してははっきりさせていきたい、職員のためにもなどと答弁をされていることであります。

それでは、何のための控訴審の提起ですか。職員のための控訴審の提起ですか。何をはっきりさせたいのですか。それは、自己満足ではないでしょうか。まさに、感情論のむき出しではありませんか。そもそも、なぜ控訴をするのかが語られずに感情論で控訴審をするというものであります。

さらに、県の見解であります。それは、県は余り例のない訴訟でございますねと、こういうことを言いながら、幸田町がおやりになるならば、どうぞおやりくださいと、こういう対応・見解であります。

さらに、57号議案に対する資料で、現判決、この現判決というのは、現在の判決のことを言いますが、現判決は、これは原告自身のみならず、そのほかの者にも不利益な固定資産評価を求めるものであると、このようにしていることであります。

このような理由と主張を法廷で展開をされるとするならば、それはまさに一刀両断に裁かれて、相手側から完膚なきまで反論される論調であります。

それは、控訴事案が被告たる・・・・氏に係る3筆の土地の評価基準についての争いであって、そのほかの者の不利益になるのか、利益になるのかが争点ではないということであります。

それは、争いの本質をやぶの中に引き込んで争点をあいまいにするもので、真正面から向き合わないものであります。森を見て木を見ずという論調に引き込もうとするものである、こういうことを指摘をするものであります。

そういう理由や論調を主張されるとするならば、借地行政の抜本的な見直しを対峙す

べきであります。それは、本件訴訟審とは別な次元の行政の課題であります。つまり、借地行政解消という行政の課題であります。

借地行政の解消に対する町長の認識と姿勢、それは私が町長になってから借地は一切やっておりませんよと、それは自己弁護。そして、11月24日の総務委員会で、借地は過去からの累積であるという他人事である。たとえそうであったとしても、町長に就任をした、その時点から、幸田町が背負っておる負の遺産、マイナスの遺産もすべて自分が引き受けていく、他人にその責任を転嫁する、そういうものではないということがあります。幸田町という行政庁の町長たる者の資質と資格が厳しく問われるものだと指摘をするものであります。

控訴審にゆだねるのではなくて、地裁判決を受け、町長の言われるように、人間同士ならわかり合えるはずだとする、この認識に立ち返って、時間と辛抱が随分求められてくるでしょう。しかし、それを乗り越えなければ、この問題の解決の道はございません。その道を選択をすべきだということを申し上げて、討論といたします。

[14番 伊藤宗次君 降壇]

○議長（池田久男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第57号議案 控訴の提起についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第57号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、明日12月9日金曜日午前9時から再開いたします。

お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午前 9時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年12月8日

議 長 池 田 久 男

議 員 中 根 秋 男

議 員 杉 浦 あ ぎ ら